

「やまがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代（概ね平成 5 年～平成 16 年に学校卒業期を迎えた世代を指す。以下同じ。）は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がおられる。

こうした状況を踏まえ、令和元年 5 月、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」令和 2 年より山形労働局、山形県をはじめ、市町村、関係行政機関、山形県内の経済団体、労働団体、業界団体、支援機関等から構成される「やまがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「やまがた PF」という。）を設置し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。

令和 6 年 6 月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下、「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組んでいくため、やまがた PF の名称を改め「やまがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「やまがた協議会」という。）を設置することとする。

2 構成員

別表に掲げる団体のとおりとする。

なお、必要に応じ、その他の関係団体等の参画を求めることとする。

3 各構成員の役割

上記 2 に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

（1）山形労働局

- ・やまがた協議会とりまとめ共同事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（県内公共職業安定所による企業説明会、就職面接会の開催を含む）
- ・各種支援策等の周知、広報、実施

（2）山形県（産業労働部雇用・産業人材育成課）

- ・やまがた協議会とりまとめ共同事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理
- ・中高年世代を対象に含む職業訓練の充実
- ・各種支援策等の周知、広報、実施

（3）山形県（健康福祉部地域福祉推進課）

- ・管内の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立 PF」という。）の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・管内の孤独・孤立対策 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策等の周知、広報

- (4) 山形県（健康福祉部障がい福祉課）
 - ・管内の市町村プラットフォーム（以下「市町村 PF」という。）との連絡調整
 - ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
 - ・市町村 PF の好事例の把握と展開
 - ・各種支援策等の周知、広報
- (5) 山形県（しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課）
 - ・若者相談支援拠点における、こども・若者支援の相談窓口の設置
 - ・各種支援策等の周知、広報
- (6) 経済団体、労働団体
 - ・イベント等で中高年世代の積極採用、正社員化、各種支援策等の周知、広報
 - ・中高年世代を対象とした、正社員求人要請や、企業内の正社員化を含む処遇改善の働きかけ
 - ・やまがた協議会共同事務局への政策提案
- (7) 業界団体
 - ・関係業界、関係団体への協力要請など
 - ・やまがた協議会共同事務局への政策提案
- (8) 支援団体
 - ・各種支援策等の周知、広報
 - ・職業訓練の充実（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部）
 - ・やまがた協議会共同事務局への政策提案
- (9) 市町村
 - ・各種支援策等の周知、広報
 - ・市町村 PF 実施に係る調整
 - ・やまがた協議会共同事務局への政策提案
- (10) 行政機関
 - ・各種支援策等の周知、広報

4 やまがた協議会における取組事項

やまがた協議会は、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

不安定な就労状態等にある中高年世代の活躍を社会全体で支援できるよう、山形県内の各界が一体となって気運を醸成し、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような土壌を創る。

また、中高年世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」（別添2）の推計を参考にすることとする。

① 不安定な就労状態にある方

- ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている方
- ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

- ② 就職を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
 - ・非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している方
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方
 - ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方
 - (※) 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握についてはその手法を検討するとともに必要に応じ、山形県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。
- (3) 目標、KPI（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定
 - ① 適切なものを検討の上設定する。
 - ② KPI を達成するため、事業実施計画を策定する。
 - ③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。
- (4) 市町村 PF との連携
 - やまがた協議会は、市町村 PF の事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村 PF との情報共有と課題の対応を行う。
 - 例えば
 - ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受入先の開拓、雇用にあたっての必要な配慮）
 - ・経済団体、他の地域等とのつながり作りの支援等の要請に対応するとともに市町村 PF の好事例の周知等、必要な情報提供

5 やまがた協議会の会議運営

- (1) 上記の会議を行うため、原則として年2回以上協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。
- (2) やまがた協議会に座長を置き、山形労働局職業安定部長をもって充てる。
なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

6 地域就職氷河期世代等支援推進交付金を活用した事業の効果検証及び事後評価

地域就職氷河期世代等支援推進交付金計画で設定した KPI の効果検証、並びに交付金計画期間における事業及び KPI の達成状況について事後評価を行う。

7 秘密の保持

やまがた協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和 7 年 9 月 17 日から施行する。

本設置要領の一部を改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（2 の別表、6）

やまがた中高年世代活躍応援プロジェクト構成団体

区分	機関・団体名	団体所在地
経済 団体	山形県中小企業団体中央会	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14F
	山形県商工会議所連合会	山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館2F
	山形県商工会連合会	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14F
	一般社団法人 山形県経営者協会	山形市香澄町3-2-1 山交ビル8F
	山形県中小企業家同友会	山形市大字漆山字大段1865-5 TISビルディング 201
労働 団体	日本労働組合総連合会山形県連合会	山形市木の実町12-37 大手門パルズ4F
業界 団体	一般社団法人 山形県銀行協会	山形市東原町3-9-2
	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会	山形市小白川町2-3-31
支援 団体	独立行政法人 高年齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部	山形市漆山1954番地 ホリテセンター山形内
	山形県精神保健福祉センター	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内
	認定NPO法人 発達支援研究センター	山形市小荷駄町2-7 SUNまち
	山形地域若者サポートステーション	山形市香澄町3-2-1 山交ビル2F
	置賜若者サポートステーション	米沢市赤芝町字川添 1 8 8 4
	庄内地域若者サポートステーション	酒田市中町1-4-10 酒田市中町庁舎2F
市町 村	山形県市長会	山形市松波4-1-15 自治会館内
	山形県町村会	山形市松波4-1-15 自治会館内
行政 機関	東北経済産業局 地域経済部 地域経済課 産業人材政策室	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟3F
	産業労働部 雇用・産業人材育成課	山形市松波2-8-1
	健康福祉部 地域福祉推進課	山形市松波2-8-1
	障がい福祉課	
	しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課	山形市松波2-8-1
	山形労働局 職業安定部	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F

地域就職氷河期世代等支援推進交付金事業一覧

実施主体	事業名	事業の概要	計画期間
山形県	地域若者サポートステーション事業	15～49 歳で現在就労、家事及び通学をしておらず、働くことに悩みを抱える方に対して、県内 3 箇所の地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理士等による相談事業やコミュニケーション能力開発事業、アルバイト型勤労体験事業を実施する。 各地域若者サポートステーションを中心とした就労支援機関や民間支援機関、自治体等で構成する若者自立支援ネットワークにより情報共有を行うとともに連携を強化する。	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日